

<p>教育長</p>	<p>ただいまから、令和5年第1回大崎市教育委員会臨時会を開催いたします。</p> <p>出席委員定足数に達しておりますので、本臨時会は成立いたしました。これから会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりであります。</p> <p>なお、議案第31号「人事案件について」は、日程を追加し、審議いただくことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議ない場合)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、ご異議ないものと認め、議案第31号を日程に追加し、審議することといたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に、本日の会議録署名委員を指名いたします。</p> <p>青沼委員をお願いいたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>ご報告いたします。</p> <p>若見朝子（わかみともこ）委員、佐藤 寛（さとう ひろし）委員から、欠席する旨の届け出がありました。</p>
<p>教育長</p>	<p>本日の教育委員会臨時会への傍聴者はありません。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>日程第1 議案第30号「令和6年度使用教科用図書採択について」を議題といたします。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、学校教育課長 説明願います。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>はい。それでは議案第30号、令和6年度使用教科用図書採択について提案説明を申し上げます。</p> <p>まず議案第30号の資料をご覧ください。なお本資料につきましては臨時会終了後に、回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは令和6年度に使用する教科用図書の採択につきましては、まず全ての小学校用教科書と学校教育法附則第9条の規定によります特別支援学級に所属する児童生徒が使用する教科用図書、いわゆる一般図書につきまして採択を行う必要がございます。</p> <p>その教科用図書採択に当たりましては大崎市の場合、栗原市、涌谷町、美里町、加美町、色麻町もですね。2市4町で構成する北部地区教科用図書採択協議会で共同採択を行っているところでございます。</p> <p>その協議会によりまして共同採択にあたる大崎市が採択を希望する教科書の推薦依頼がございましたので、北部地区教科用図書採択協議会で決定されたそれぞれの採択基準、これが資料の2ページから4ページまでございますが、これらの採択基準を大崎市内の小中義務教育学校へ通知しております。</p>

その基準に基づきまして当初採択希望調査検討した結果、議案の資料

の通りとなりましたので、推薦してよろしいか伺うものでございます。

なお、協議会の報告はですね7月11日になっておりますので、本日の臨時会においてご審議をお願いするものものでございます。

なお、採択を希望する図書につきましては資料の7ページから9ページ、こちらが小学校用の教科書になっております。

また、11ページから16ページまでが小学校と中学校用の一般図書の採択希望案でございます。こちらご覧いただければと思います。

なお、北部地区の教科用図書採択協議会選定委員会がございまして、そちらで決定された先ほどの採択基準、これを各小義務教育学校に通知した上で各小義務教育学校がまず第1希望とする教科書に関して採択の希望資料を提出していただいたところでございます。

その集計の結果が17ページとなりますのでお開きください。

17ページの上段になります各小学校ごとの当初の一覧表をまとめたものでございます。

それぞれ一番下の方です。ね、枠組みの大崎市希望というところもございまして、こちらの集計の結果が、大崎市の希望案という形で掲載しているところでございます。

次に一般図書でございます。小中学校用の一般図書につきましても各小中義務教育学校に調査研究をしていただいたところでございまして、この一般図書につきましても採択方法にですね、概ね不具合がないと判断されていることと、一般図書は特別支援学級の児童生徒それぞれの状況に合わせてですね、先生方が適切なものを選択しながら給与していただけることを理由として、全採択希望とする採択希望案というものであります。

教科用図書につきましては、こちらの部屋のスペースの右の片隅の方にボックスに入って持ってまいりました。

そのボックスの中に入っておりますものが教科用図書でございますので、もしお時間あれば後ほど教育委員さん方もご覧いただければと思っております。

また、令和6年度に使用される小学校教科用図書、一般図書の採択の決定につきましては、今月の7月20日に開催されます第3回の北部地区教育教科書採択協議会がございまして、こちらで決定される形になっております。

以上、議案第30号の提案説明いたしますが何卒ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

私からは、以上でございます。

教育長

はい。ありがとうございます。

そうすると、教科書は今日見てもらうんですか。

学校教育課長

教科書は、時間があれば、全部この会議の全て一切終わった後に、お時間あればボックスにあるものをご覧いただければなと思っております。

教育長

そうすると今日はこの採択に係る基本方針について基準について概ね了解いただくということですか。

学校教育課長

はい。あとは17ページのですね教科用図書の採択希望も。

青沼委員 ですから、ここで北部全部合わせて入れてなんだけど、当教育委員会でこれをここで決定して、これでよしというふうにそしてそれを専門委員会にそれを上げるということですね。

学校教育課長 そうです。

青沼委員 その辺の説明がないとわからないからね。

教育長 ちょっと教科書見てもらった方が。17ページまで了解いただくとなればね、基準だけだったら、項目、これでいいですねってなるけども、こういうふうに各学校から上がってきたものも認識していただくためには、ちょっと見てもらう時間も必要だということでもいいですか。

最近の教科書は、我々のころと全然違いますので、大きさも違うければ結構全ページカラーだったりしてますから、ちょっと見てもらった方がいいと思います。

そうすると、今、今見てもらってもいいですか。

堀委員 この17ページのそれで見ると違うところを採用、希望している学校白抜きになっているところがありますよね。もしよければ、全部見れないし、わからないので、例えば岩山小学校の算数の大日本っていうのと、他その東書を見比べるとか、そのようにして見せていただければどうかかと。

教育長 そうですね。社会の教育出版ね沼部小学校の理科の学校図書、っていうところも見ていただいて、ちょっと比べてもらうといいかもしれないですね。というような観点で見ただけだと考えております。ちょっと15分か20分ぐらい時間取りますので。いいですか。

(教科用図書の閲覧)

教育長 それではありがとうございました。それでは会議を再開いたします。詳しく教科書を見ていただきましてありがとうございました。

それでは資料のさっきの説明でいきますので、1ページからずっとありますが、17ページの件も踏まえて、何かご意見、質疑があればお願いをしたいと思います。

何かございませんでしょうか。

教育長 はい。堀委員。

堀委員 はい。先ほど大崎市で希望する学校図書と違うところをピックアップして見せていただいたんですけれども、その中で後ろの方の学校から来たこういったものを全部パラパラっとしか見てないんですね全部を一度に目を通すことができないので、でも一番その大崎市の推薦する図書と違う図書を出して希望している沼部小学校なんですけれども、四つ違いますよね。

後ろの資料といいますか、これはほとんど学校で目を通してこういう意見を書いて出されたと思うんですけど、51ページ。何も書いてない欄が多い。

先ほど青沼先生が、ここに至るまでたくさんの手順を踏んでたくさん出張しながら、見ているという割には、こういったのはどうかなというふうに。あえて大崎市が希望する図書じゃないものを使いたいというのであれば、もっとここが書かれるべきじゃないか書いてあってしかるべきというか、大変個人的な意見で申し訳ないんですが、お粗末というかこういったような内容の提出はいただけないかなというふうに個人的に思うんですね。

他の学校を見るときちんと良い悪いでもなく、その教科書がどちらが優れていて、どちらが優れていないっていうわけではないのですが、あえて他と違うものを使いたいという意思が、この沼部小学校のここからは見てとれないっていうのが感じられますので、もう一度できるような時間がね11日にこれは全体のスケジュールとして11日にはというふうにさっき大場課長さんがおっしゃいましたけど、そこに間に合わないと思いますけど。

こういった対応は、大変よろしくないっていうふうにこの資料だけで、判断する私の感じ方なんですけどそう思いました。

違うものを使いたいというならもう少し熱意を表してほしいかなというふうに思いました。

教育長

はい、ありがとうございました。

ちょっと確認でありますがこの選定については、大崎市の希望するのを決めて、各学校の先生が見ているというのではなくて、各学校でどうぞ自由に判断していただいて、それぞれ教科書も見えていただいて、それで学校ごとにまとめていただいて、お知らせくださいということです。17ページの各学校ごとの上がってきたものを見て、大崎市としては、全体の流れで大多数になっているところを選ばせていただいております。こういうことになりまますから。

大崎市の希望をあらかじめ言っていて、各学校で比べて選んでいるという手順ではないですから。ですからおおよそ自由に教科書見えていただいて、学校の中からそれぞれの教科で上がってきた教科書は、これがいいですよ。というので上がってきているということになります。

ただ空白が多いのはやっぱりやや課題が残るから、それはあると思います。

堀委員

そのような流れを知らないのです。

教育長

流れとしてはね大体そんなところではありますが、沼部小学校を見ると51ページなんかでは空欄が多かったりするので、もう少し丁寧に書かれてもいいというご意見はその通りだと思います。

教育長

はい。他に。

青沼委員

つまり他と違うものを選んでるところは、その教科についてはコメントがかなり入ってなきゃいけないということの意味ですか。

堀委員

コメントが入ってなければいけないではなく、この空欄であるっていうのは

青沼委員

全部をやるっていうのは相当量の。教員やってる人もいますけど、かなり無理です。

堀委員 いや、でもそうおっしゃいますけれども、鳴子小学校も鬼首小学校もそれ相応の、これは今年だけではなく、去年も入ってるかもしれないけれども、それぞれの目を通しましたっていう、その真摯な向き合い方といますか。こっちが感じる。感じ方なんですけれどもね。

そこが受け取れるのに対して、沼部小学校のこの1行とか空欄が多いっていうのは、そういった目を通したというお気持ちとか、そういったことが何か感じられないとか、そしてまた希望された教科書がたまたま最後に集計した結果が大崎市の希望図書というふうなるということで、でもこれは大崎市が希望した図書がこうであっても、これを使いたいといえ、これになるわけですか。その学校は。あるいは統一されるわけですか。

教育長 統一されます。しかも大崎市だけでなく、大崎市で例えば国語が、ここでいくと、東書となりますけれども、他の町が他の教科書をより多くしてきたときには、それは審議になります。

どっちでも審議になるわけですけど、概ね他の教育委員会も、例えば、東書って書いてきたらそれでいいですねっていう形で最終的には決まっています。

しっかりと記述がある学校とね、ほとんど空欄で上げてきた学校とねなんだろうっていうところは否めないところかもしれません。

堀委員 結果は、多い方で決まるっていうことをあらかじめご存知で、こういうふうな対応をされているのかもしれないっていうふうには思いますが、でもやっぱりこういった場を時間と場を設けているものからすると、これはちょっと勘違いしてしまう提出かなっていうふうに思います。

教育長 結構他の学校もね、きちんとちゃんと調べて記述してありますのでね。

その辺はまた反省として、機会をとらえて各学校にも指示したいと思います。

教育長 他に何かございませんか。

青沼委員 今の対してちょっとだけ。教科書の選定のための時間をもって先ほど、慎重にいきたいということもしてると思うんで、そういうのは堀さんのおっしゃる通りですが、これを全部分析して、実は専門委員もやったことがあるもんだから、全部書くんだったら、そうですね、学校の教員を半分ぐらい休ませてやらないぐらいできないぐらいの仕事量です。

本当に分析すると。だからあの感想箋みたいなのを書いておそらくですよ。

あのそれぞれで気づいたことを書いてくださいよ集計した結果がここに出てる一覧だというふうに言えばいいときの感覚。

それをやるとなったら事業カットしてずっとやってるし、今働き方改革云々も言われて、これを完成させるのは別だけでも、大事だからでないのはそれは別ですがそうじゃない限りはかなり厳しい仕事です。

それだけ、だから専門員っていうのを各科の専門として何人か選ばれて、委員長さんが今度の11日かな。

そこで、教育長さんたちがいるところで、発表して最終決定に至るんですけれども、ですからそのために全職員にそれを全部のやつってというのはやっぱりかなりきついかもしれない。

だから、教科書にも使ったなんて比べてみて気づいたことを書いてくれるっていうのをまとめたのがこれかもしれません。

それから、はっきり言います共担制のある中学校と小学校では全教科をやります。

中学校は理科なら理科の専任が専門で書くので当然コメントを深さもあるからそれはっていうこともあるということだけは、頭に入れておかないかなと思いました。

それだけご理解いただきたいなど。現場にいた立場の者からですね。

堀委員 生徒の立場しか知らないのごめんなさいね。教科書を使ってる先生がおかしいんだよなっていう場面がねあるんですよ。

授業の中でそれは言って欲しくないなって。ことさらその受験を前にした生徒を前に教科書、ここをこんなふうを持ってくんだとか、いろんなその意見をポツポツってっていう場面があったりするのね、これはもう決まったら、そういう感想は抜きにして授業をしてほしいなっていうのは当時思いました。

青沼委員 それは完全に言っちゃいけないことです。

教育長 今のご意見もね大切なことで、中身の指導まで行きましたけど、選考に関してのご意見としては、いかがでしょうか。よろしいですかね。

それでは17ページも含めてということになりますが、全体としては白抜きで書かれているのは極めて少数から出ていっているということと本人の意見もあり大多数のご意見に従いながら、大崎市の選定ということで、そこにご意見がなければ、本案の通り異議なしということで、本案の通りの決定でよろしいですか。

教育長 はい、ありがとうございます。
それでは決定とさせていただきます。
はい、それでは先に進ませていただきます。

教育長 続きまして、日程を追加し、議案第31号「人事案件について」を議題といたします。

青沼委員 発議。

教育長 発議がございましたので、認めます。

青沼委員 人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、議案第31号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。

教育長 お諮りいたします。
議案第31号を、秘密会とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

<p>教育長</p> <p>教育長</p> <p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第31号を秘密会といたします。 教育部長，教育部参事，教育総務課長を除き，そのほかの方々のご退室願います。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(退出者入場後，再開)</p> <p>それでは，再開いたします。</p> <p>本日の議事案件については以上となりますが，そのほか，委員の皆さまより，何かございますか。</p> <p>(なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>ないようですので，以上で本日の会議を終了いたします。</p>
	<p>この会議録の作成者は次のとおりである。</p> <p>教育総務課 総務担当 主幹兼係長 高橋 香</p> <p>上記記録の正確なることを認め，ここに署名する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>_____ 教 育 長 _____</p> <p>_____ 署名委員 _____</p>

4 議 事

教育長

青沼委員

教育長

青沼委員

教育長

教育長

教育長

次に、日程を追加し 議案第31号「人事案件について」を議題といたします。

発議。

発議がございましたので、認めます。

人事案件でありますので、教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、議案第31号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。

お諮りいたします。

議案第31号を、秘密会とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認め、議案第31号を秘密会といたします。

教育部長、教育部参事、教育総務課長を除き、そのほかの方々のご退室願います。

暫時休憩します。

(退出者入場後、再開)

それでは、再開いたします。

(なしの声)